

特別養護老人ホームかわせみ 利用者負担額

令和6年10月1日改定(※料金改定あり)

多床室 (2~4人部屋) (狩野川、柿田川、せせらぎ、香貫)

入所要件:基本、要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫

		① 介護サービス費	② 準ユニットケア加算	③ 日常生活継続支援加算(※3)	④ 個別機能訓練加算 I	⑤ 看護体制加算 I	⑥ 看護体制加算 II	⑦ 夜勤職員配置加算 III	⑧ 栄養マネジメント強化加算	⑨ 科学的介護推進体制加算 I/月	⑩ 個別機能訓練加算 II/月	⑪ 生活機能向上連携加算/月	⑫ 協力医療機関連携加算/月	A (※1,2) (2割負担)	居住費	食費(※5)	B (居住費+食事)×日数	合計(A+B)	+ 自己にかかった費用(※4・5)	
要介護1	第四段階	589												47,834				122,084		
要介護2	第四段階	659												52,689				126,939		
要介護3	第四段階	732	5	36	12	4	8	16	11	40	20	100	100	57,752	915	1,560	74,250	132,002		
要介護4	第四段階	802												62,607				136,857		
要介護5	第四段階	871												67,392				141,642		

※1) $A = (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) \times \text{日数} + ⑨+⑩+⑪+⑫ + \text{該当する加算} \times \text{介護職員等処遇改善加算 (1.14)} \times 10.14 (\text{清水町地区単価}) \times 0.2 (\text{自己負担割合})$

※2) Aには上記のほか、別途加算がかかる事があります。(対象者のみ)

※1ヶ月を30日として計算しています。

※3)

③日常生活継続支援加算につきましては、職員の配置状況、勤務状況によりサービス提供体制強化加算となる場合があります。

※4) 自己にかかった費用例…診察料・薬代、管理費(2,000円/月)、理美容代(カットのみ2,200円)、レクリエーション費(おやつ作り等)、外出時の費用(外食・買物)、その他日常生活費

※5) 食費とは別におやつ代として1日あたり160円ご負担いただきます。

★入所申し込み・問い合わせ先★

〒411-0915 駿東郡清水町的場188-6 TEL055-984-3377

特別養護老人ホームかわせみ 生活相談員 山田晴紀

特別養護老人ホームかわせみ 利用者負担額 ユニット型個室 (富士・愛鷹・梅花藻ユニット)

令和6年10月1日改定(※料金改定あり)

入所要件：基本、要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	A (※1,2) (2割負担)	居住費	食費 (※5)	B (居住費 + 食事) ×日数	合計 (A+B)	+自己にかかった費用(※4・5)
		介護 サービス費	日常生 活 継続支 援 加算 (※3)	個別機 能訓練 加算 I	看護体 制 加算 I	看護体 制 加算 II	夜勤職 員 配置加 算 III	栄養マ ネジメン ト強化加 算	科学的 介護推 進体制 加算 I/ 月	個別機 能訓練 加算 II/ 月	生活機 能向上 連携加 算/月	協力医 療機関 連携加 算/月						
要介護 1	第四段 階	670	46	12	4	8	21	11	40	20	100	100	54,145	2,066	1,560	108,780	162,925	
要介護 2	第四段 階	740											59,000				167,780	
要介護 3	第四段 階	815											64,202				172,982	
要介護 4	第四段 階	886											69,126				177,906	
要介護 5	第四段 階	955											73,912				182,692	

※1) $A = ((①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) \times \text{日数} + ⑧+⑨+⑩+⑪) + \text{該当する加算} \times \text{介護職員等処遇改善加算}(1.14) \times 10.14(\text{清水町地区単価}) \times 0.2(\text{自己負担割合})$ ※1ヶ月を30日として計算しています

※2) Aには上記のほか、別途加算がかかる事があります。(対象者のみ)

※3) ②日常生活継続支援加算につきましては、職員の配置状況、勤務状況によりサービス提供体制強化加算となる場合があります。

※4) 自己にかかった費用例…診察料・薬代、管理費(2,000円/月)、理美容代(カットのみ2,200円)、レクリエーション費(おやつ作り等)、外出時の費用(外食・買物)、その他日常生活費

※5) 食費とは別におやつ代として1日あたり160円ご負担いただきます。

〒411-0915 駿東郡清水町的場188-6 TEL055-984-3377
特別養護老人ホームかわせみ 生活相談員 山田晴紀

特別養護老人ホームかわせみ 利用者負担額
 ユニット型個室 (駿東ユニット・伊豆ユニット/H23年建築)

令和6年10月1日改定(料金改定あり)

入所要件：基本、要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	A (※1,2) (2割負担)	居住費	食費 (※5)	B (居住費 + 食事) ×日数	合計 (A+B)	
	介護 サービス費	日常生活 継続支 援加算 (※3)	個別機 能訓練 加算 I	看護体 制加算 I	看護体 制加算 II	夜勤職 員配 置加 算 III	栄養マ ネジメン ト強化加 算	科学的 介護推 進体制 加算 I / 月	個別機 能訓練 加算 II / 月	生活機 能向上 連携加 算	協力医 療機関 連携加 算/月						
要介護1第四段階	670											54,145				183,145	+自己にかかった費用(※4・5)
要介護2第四段階	740											59,000				188,000	
要介護3第四段階	815	46	12	4	8	21	11	40	20	100	100	64,202	2,740	1,560	129,000	193,202	
要介護4第四段階	886											69,126				198,126	
要介護5第四段階	955											73,912				202,912	

※1) $A = ((①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) \times \text{日数} + ⑧+⑨+⑩+⑪) + \text{該当する加算} \times \text{介護職員等処遇改善加算}(1.14) \times 10.14(\text{清水町地区単価}) \times 0.2(\text{自己負担割合})$ ※1ヶ月を30日として計算しています

※2) Aには上記のほか、別途加算がかかる事があります。(対象者のみ)

※3) ②日常生活継続支援加算につきましては、職員の配置状況、勤務状況によりサービス提供体制強化加算となる場合があります。

※4) 自己にかかった費用例…診察料・薬代、管理費(2000円/月)、理美容代(カットのみ2,200円)、レクリエーション費(おやつ作り等)、外出時の費用(外食・買物)、その他日常生活費

※5) 食費とは別におやつ代として1日あたり160円ご負担いただきます。

〒411-0915 駿東郡清水町的場188-6 TEL055-984-3377
 特別養護老人ホームかわせみ 生活相談員 山田晴紀